

株式会社 *Seeds Care* 倫理綱領

私たち職員は、介護・障がい福祉サービスのニーズに応え、全ての人が住み慣れた地域において、安心して暮らし続けることのできる社会の実現を目指しています。

私たち職員は、福祉の専門職として一人ひとりの心豊かな暮らしを支えるために、ここに倫理綱領を定め、常に知識を深め技術を研鑽し、最善の介護・障がい福祉サービスの提供に努めます。

(利用者本位、自立支援)

1. 職員は、全ての人を基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしが送れるよう、利用者の自己決定権を最大限に尊重し、自立をサポートする介護・障がい福祉サービスを提供していきます。

(専門的サービスの提供)

2. 職員は、常に専門的知識・技術の研鑽に励み、適格な判断力を培い、豊かな感性と深い洞察力をもって専門的サービスの提供に努めます。
また、職員は、自己の提供したサービスについて、常に専門職としての責任を負います。

(プライバシー保護)

3. 職員は、職務上知り得た利用者の個人情報秘匿し、プライバシーを保護します。

(総合的サービスの提供と積極的な連携、協力)

4. 職員は、利用者にとって総合的で最適なサービスを提供するため、福祉、医療、保健その他関連する業務に従事する者と、積極的な連携を図り、協力して行動します。

(利用者ニーズの代弁)

5. 職員は、利用者の真のニーズを受け止め、時によりそれを代弁する役割もあることを認識し、行動します。

(地域福祉の推進)

6. 職員は、地域における介護・障がい福祉問題の解決に向け、専門職として積極的に地域住民と接します。地域社会に生じる介護・障がい福祉問題に対し、住民の深い理解を得られるよう努めるとともに、地域の介護力の強化を推進します。

(後継者の育成)

7. 職員は、全ての人が将来にわたり安心して質の高い介護・障がい福祉サービスを受けることができるよう、教育水準の向上と後継者の育成に力を注ぎます。

株式会社 *Seeds Care* 行動規範

(利用者本位、自立支援)

1. 職員は、利用者の人としての尊厳を大切にし、心豊かな暮らしを送れるよう介護・障がい福祉サービスを提供し、自立を支援します。
2. 職員は、利用者が自己決定できるように、利用者の状態に合わせた適切な方法で情報提供を行います。
3. 職員は、自らの価値観に偏ることなく、利用者の自己決定を尊重します。
4. 職員は、利用者の心身の状況を的確に把握し、根拠に基づいた介護・障がい福祉サービスを提供して、利用者の自立を支援します。

(専門的サービスの提供)

1. 職員は、利用者の生活の質の向上を図るため、深い洞察力と的確な判断力を養い、福祉理念に基づいた専門的サービスの提供に努めます。
2. 職員は、常に専門職であることを自覚し、質の高い介護・障がい福祉サービスを提供するために、向上心を持ち、専門的知識・技術の研鑽に励みます。
3. 職員は、利用者の生活様式を受け止め、豊かな感性を持って、専門職として支援します。
4. 職員は、自らの提供した介護・障がい福祉サービスについて常に振り返り、サービスの質の向上に努めます。
5. 職員は、自らの提供した介護・障がい福祉サービスについて、専門職として責任を負います。
6. 職員は、専門的サービスを継続して提供するために、自身の健康管理に努めます。

(プライバシーの保護)

1. 職員は、利用者が自らのプライバシー権を自覚するように働きかけます。
2. 職員は、利用者の個人情報収集または使用する場合、その都度利用者の同意を得ます。
3. 職員は、利用者のプライバシー権を擁護し、業務上知り得た個人情報について業務中か否かを問わず、秘密を保持します。また、その秘密の保持は職を辞した後も生涯にわたって継続します。
4. 職員は、利用者の秘密が漏れないように記録は厳重に保管し、保管期間が過ぎたものについては裁断して廃棄します。

(総合的サービスの提供と積極的な連携、協力)

1. 職員は、利用者の生活支援に最善を尽くすことを共通の理念として、他機関の介護職員及び保健医療福祉関係者と連携し、協力を図ります。
2. 職員は、利用者の生活支援に必要な情報を、他機関の介護職員及び保健医療福祉関係者に提供し、円滑な連携を図ります。

(利用者のニーズの代弁)

1. 職員は、利用者が介護・障がい福祉サービスを適切に受けられるように人権を擁護し、ニーズを代弁していきます。
2. 職員は、利用者が直面する社会問題の解決・改善のために、利用者の家族や関係機関の専門職と連携し、効果的な方法により働きかけます。

(地域福祉の推進)

1. 職員は、地域の社会資源を把握し、利用者がより多くの選択肢の中からサービスを選ぶことができるよう支援し、新たな社会資源の開発に努めます。
2. 職員は、国の社会福祉施策や自治体の福祉計画を熟知し、介護・障がい福祉サービスを実践し、地域住民と連携し、地域福祉の推進に積極的に参加します。
3. 職員は、利用者ニーズを満たすために、地域に積極的に関わり、介護力の増進に努めます。

(後継者の育成)

1. 職員は、自らも常に専門的知識・技術の向上に励み、後進の手本となり、公正で誠実な態度で次世代の人材育成に努めます。
2. 職員は、後進が働きがいを感じられるよう、より良い職場環境作りに努めます。